

(別表)

汎用申請対象手続一覧

【監視関係】

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|------------------------------------|---|
| 不開港入港届出(外国貿易船) | 関税法(以下「関法」という。)第20条第2項 関税法施行令(昭和29年政令第150号。以下「関令」という。)第18条第2項 関税法基本通達(以下「関基」という。)20-7 |
| 不開港入港届出(特殊船舶) | 関法第20条の2第3項 関令第18条の2第6項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用) |
| 不開港入港届出(外国貿易機) | 関法第20条第2項 関令第18条第2項 関基20-7 |
| 不開港入港届出(特殊航空機) | 関法第20条の2第3項 関令第18条の2第7項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用) |
| 沿海通航船等外国寄港届出 | 関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1 |
| 船舶/航空機資格変更届出 (外国貿易船等以外の船舶又は航空機) | 関法第25条 関令第23条第1項 関基25-1 |
| 船舶/航空機資格変更届出(外国貿易船等) | 関法第25条 関令第23条第1項 関基25-1 |
| 不開港在港期間等変更願 | 関基20-8 |
| 船移届出 | 関法第21条 関基21-6 |
| 貨物の指定地外積卸許可申請 | 関法第24条第1項 関令第22条第2項 関基24-4 |
| 船陸交通一括許可申請変更届出 | 関令第22条の2第5項 |
| 指定地外交通許可申請 (外国往来船又は外国往来航空機)(包括) | 関基24-4 |
| 船陸交通許可申請 (外国往来船又は外国往来航空機)(包括) | 関法第24条第2項 関令第22条の2第2項 関基24-5 |
| 仮陸揚届出(船用品等) | 関法第21条 関令第19条 関基21-2 |
| 仮陸揚復路運送申告(船用品等) | 関法第63条第1項 関令第53条第1項 関基21-4 |
| 仮陸揚期間延長願(船用品等) | 関法第21条 関基21-2 |
| 外貨船機用品積込承認申告(包括) | 関法第23条第1項 関令第21条の3第1項 関基23-2 |
| 外貨船機用品積込(包括)訂正願 | 関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-4 口、八 |
| 内貨船機用品積込承認申告(包括) | 関基23-13 |
| 内貨船機用品積込(包括)訂正願 | 関基23-13(関基23-4を準用) |
| 船機用燃料油振替積込承認申請 | 関基23-15 |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|-----------------------------|---|
| とん税非課税理由証明申請 | とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 7 条 とん税法施行令（昭和 32 年政令第 48 号。以下「とん令」という。）第 4 条 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号。以下「とん基」という。）7 - 6 特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 6 条（とん税法第 7 条を準用） とん基第 2 章 0 - 2（第 1 章 7 - 6 を準用） |
| 不開港出入許可申請（航空機） | 関税法第 20 条第 1 項 |
| 入港届提出（報告書）（公用船） | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号。以下「日米地位協定法」という。）第 5 条第 1 項 |
| 出港報告書提出（公用船） | 日米地位協定法第 5 条第 1 項 |
| 船長陳述書提出 | 関令第 12 条第 5 項 |
| 外貨船機用品積込承認申告 | 関法第 23 条第 1 項 |
| 外貨船機用品積込期間延長承認申請 | 関法第 23 条第 4 項 |
| 内貨船機用品積込承認申告 | 関法第 23 条第 2 項 |
| 滅却（廃棄）承認申請（船機用品） | 関法第 23 条第 6 項 |
| 託送品輸出申告 | 関法第 67 条 |
| 託送品目録提出 | 関基 15 - 6 |
| 指定地外貨物検査許可申請（旅具） | 関法第 69 条第 2 項 |
| 外国貨物の指定場所外の検査の許可申請（旅具）（積戻し） | 関法第 75 条（関税法第 69 条第 2 項を準用） |
| 不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告 | 関法第 67 条 |
| 支払手段等の携帯輸出・輸入申告届出 | 関法第 67 条 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 19 条第 3 項 |
| 証明書類交付申請（監視） | 関法第 102 条第 1 項 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 123 条第 1 項 |
| 開庁時間外貨物積卸届 | 関法第 19 条 関令第 17 条 |
| 時間外執務要請届（監視） | 関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項 |

【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|------------------------|--|
| 違約品等廃棄関税払戻申請 | 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。）第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項 関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。）第 56 条第 3 項、定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用） 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号。以下「定率基」という。）20 - 11、20 - 14（定率基 20 - 11 を準用）20 - 15（定率基 20 - 11 を準用） |
| 国産困難航空機素材等の確認申請（定率法関係） | 関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 6 条第 13 号 定率基 15 - 8 |
| 国産困難航空機素材等の確認申請（暫定法関係） | 関税暫定措置法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 39 号）第 1 条の 4 暫定基 4 - 3 |
| 輸入期間延長承認申請（加工組立減税） | 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。以下「暫定法」という。）第 8 条第 1 項 関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 24 条（定率令第 5 条の 3 を準用） 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号。以下「暫定基」という。）8 - 10 |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|------------------------------------|---|
| 再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物） | 定率法第 11 条 定率令第 5 条の 3 定率基 11 - 6 |
| 再輸出期間延長承認申請（再輸出免税貨物） | 定率法第 17 条第 1 項 定率令第 37 条の 2 定率基 17 - 3 |
| 再輸出期間延長承認申請 （輸入時と同一状態で再輸出される貨物） | 定率法第 19 条の 3 第 1 項 定率令第 54 条の 14 定率基 19 の 3 - 4 |
| 違約品等保税地域搬入期間延長承認申請 | 定率法第 20 条第 1 項 定率令第 56 条の 2 定率基 20 - 3 |
| 外国貨物古包装材料引取免税願 | 関基 67 - 4 - 16 |
| 外国貨物古包装材料引取免税願（包括） | 関基 67 - 4 - 16 |
| 輸入原料品等関税額証明願 | 定率法第 14 条の 2 定率令第 16 条の 5 定率基 14 の 2 - 1 |
| 加工修繕輸出貨物確認申告 | 定率法第 11 条 定率令第 5 条 定率基 11 - 3 |
| 加工組立輸出貨物確認申告 | 暫定法第 8 条第 1 項 暫定令第 22 条第 1 項 暫定基 8 - 4 |
| 再輸出減税貨物輸出届出 | 定率法第 18 条第 4 項（定率法第 17 条第 3 項を準用） 定率令第 41 条（定率令第 39 条第 3 項を準用） 定率基 18 - 3（定率基 17 - 7 を準用） |
| 再輸出免税貨物輸出届出 | 定率法第 17 条第 3 項 定率令第 39 条第 3 項 定率基 17 - 7 |
| 再輸出貨物に係る輸入確認申請 | 定率法第 19 条の 3 第 1 項 定率令第 54 条の 13 第 1 項 定率基 19 の 3 - 2 |
| 再輸出貨物に係る輸入確認申請 （納期限延長貨物） | 定率法第 19 条の 3 第 2 項 定率令第 54 条の 17（定率令第 54 条の 13 を準用） 定率基 19 の 3 - 8（定率基 19 の 3 - 2 を準用） |
| 滅却（廃棄）承認申請（違約品等） | 定率法第 20 条第 2 項 定率令第 56 条第 2 項 定率基 20 - 10 |
| 滅却（廃棄）承認申請（違約品等（納期限の延長）） | 定率法第 20 条第 3 項 定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用） 定率基 20 - 14（定率基 20 - 10 を準用） |
| 滅却（廃棄）承認申請（違約品等（特例申告貨物）） | 定率法第 20 条第 5 項 定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条第 2 項を準用） 定率基 20 - 15（定率基 20 - 10 を準用） |
| 疑義貨物点検申請 | 関法第 69 条の 13 第 4 項 関令第 62 条の 18 関基 69 の 12 - 1 - 5 |
| 特例輸入者承認内容変更届出 | 関令第 4 条の 5 第 5 項 |
| 免税物品使用場所変更届（特定用途免税貨物） | 定率令第 26 条第 3 項 定率基 15 - 11 |
| 学校等給食用のミルク及びクリームに係る業務の報告 | 暫定令第 35 条第 6 項 |
| 配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調整ホエイに係る業務報告 | 暫定令第 35 条第 8 項 暫定基 9 - 12 |
| でん粉糖等の製造に係る業務の報告 | 暫定令第 35 条第 13 項 |
| 農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告 | 暫定令第 35 条第 15 項 |
| 滅却（廃棄）承認申請書（再輸出免税貨物） | 定率法第 17 条第 5 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） 定率令第 38 条（定率令第 11 条第 2 項を準用） 定率基 17 - 3 |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|----------------------------------|--|
| 減却（廃棄）承認申請書（軽減税率適用貨物） | 定率法第20条の2第3項（定率法第13条第7項を準用） 定率令第61条（定率令第11条第2項を準用） 定率基20の2-3 |
| 減却（廃棄）承認申請書（再輸出減税貨物） | 定率法第18条第3項（定率法第17条第5項、第13条第7項を準用） 定率令第41条（定率令第38条、第11条第2項を準用） |
| 特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（特定用途免税貨物） | 定率令第26条第1項 定率基15-11 |
| 特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（再輸出免税貨物） | 定率令第37条第1項 定率基17-3 |
| 用途外使用に該当しない用途の使用届 | 定率基15-11(1) 定率基20の2-2 暫定基10-1 |
| 農林漁業用無税重油等振替申請 | 暫定基9-10 |
| 輸入貨物評価（個別）申告 | 関令第4条第1項 関基7-9 |
| 輸入貨物評価（個別）申告 | 関令第4条第1項 関基7-9 |
| 輸入申告前の変質、損傷の場合の減税申請 | 定率法第10条第1項 定率令第3条第1項 定率基10-6 |
| 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請 | 定率法第11条 定率令第5条の2 定率基11-4 |
| 製造用原料品の減税又は免税申請 | 定率法第13条第1項 定率令第7条第1項 定率基13-11 |
| 水産加工製品の減税申請 | 定率法第14条の3第2項 定率令第16条の7第3項 定率基14の3-2 |
| 標本等の特定用途免税申請 | 定率法第15条第1項第1号 定率令第19条第1項 定率基15-1 |
| 寄贈物品の特定用途免税申請 | 定率法第15条第1項第2号から第5号 定率令第20条第1項 定率基15-2から15-6 |
| 博覧会等の特定用途免税申請 | 定率法第15条第1項第5号の2 定率令第21の2条第1項 定率基15-7 |
| 航空機安全発着等物品の特定用途免税申請 | 定率法第15条第1項第8号 定率令第24条第1項 定率基15-8 |
| 条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、3号） | 定率法第15条第1項第10号 定率令第25条の3 定率基15-10 |
| 条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第2号） | 定率法第15条第1項第10号 定率令第25条の3 定率基15-10 |
| 再輸出貨物の免税申請 | 定率法第17条第1項 定率令第34条 定率基17-2 |
| 再輸出貨物の減税申請 | 定率法第18条第1項 定率令第41条（定令第34条を準用） 定率基18-1 |
| 輸出貨物製造用原料品の減税又は免税申請 | 定率法第19条第1項 定率令第49条（定率令第7条第1項を準用） 定率基19-2（定率基13-11を準用） |
| 輸出貨物製造用原料品の減額申請 | 定率法第19条第5項 定率令第53条の4第1項 定率基19-21（定率基19-17を準用） |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|-----------------------------|--|
| 輸出貨物製造用原料品の控除申請 | 定率法第 19 条第 6 項 定率令第 54 条第 2 項 定率基 19 - 22 (定率基 19 - 17 を準用) |
| 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税申請 | 定率法第 19 条の 2 第 1 項 定率令第 54 条の 3 第 1 項 定率基 19 の 2 - 4 |
| 課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税申請 | 定率法第 19 条の 2 第 2 項 定率令第 54 条の 9 定率基 19 の 2 - 10 |
| 保税工場等に入れた未納税原料品に係る減額申請 | 定率法第 19 条の 2 第 3 項 定率令第 54 条の 10 (定率令第 54 条の 9 を準用) 定率基 19 の 2 - 12 (定率基 19 の 2 - 10 を準用) |
| 保税工場等に入れた輸入原料品に係る控除申請 | 定率法第 19 条の 2 第 4 項 定率令第 54 条の 11 (定率令第 54 条の 9 を準用) 定率基 19 の 2 - 13 (定率基 19 の 2 - 10 を準用) |
| 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税申請 | 定率法第 19 条の 3 第 1 項 定率令第 54 条の 16 定率基 19 の 3 - 5 |
| 輸入時と同一状態で再輸出される場合の減額申請 | 定率法第 19 条の 3 第 2 項 定率令第 54 条の 17 (定率令第 54 条の 16 を準用) 定率基 19 の 3 - 9 (定率基 19 の 3 - 5 を準用) |
| 違約品等の再輸出の場合の戻し税申請 | 定率法第 20 条第 1 項 定率令第 56 条第 1 項 定率基 20 - 4 |
| 違約品等の再輸出の場合の減額申請 (納期限の延長) | 定率法第 20 条第 3 項 定率令第 56 条の 3 (定率令第 56 条第 1 項を準用) 定率基 20 - 15 (定率基 20 - 4 を準用) |
| 違約品等の再輸出の場合の控除申請 | 定率法第 20 条第 4 項 定率令第 56 条の 4 (定率令第 56 条第 1 項を準用) 定率基 20 - 16 (定率基 20 - 4 を準用) |
| 軽減税率の適用申請 | 定率法第 20 条の 2 第 1 項 定率令第 58 条第 1 項 定率基 20 の 2 - 1 |
| 小売用の容器入りのものにする事の証明に係る書面の提出 | 定率令第 69 条 定率法別表 2106・90 号の 2 の(2)の E の(a)の八の(口)の |
| 航空機の部分品等の免税申請 | 暫定法第 4 条 暫定令第 8 条第 1 項 暫定基 4 - 1 |
| 加工又は組立てに係る製品の明細書の提出 | 暫定法第 8 条第 1 項 暫定令第 23 条 暫定基 8 - 5 |
| 軽減税率適用に係る書面の提出 | 暫定法第 9 条 暫定令第 35 条第 1 項 暫定基 9 - 1 |
| コンテナ修理用部分品の免税申請 | コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 257 号。以下「コンテナ特例法施行令」という。) 第 3 条 特例法基本通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号) 第 4 章 3 - 6 |
| 取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明 | 定率法第 4 条第 2 項ただし書 定率令第 1 条の 6 第 3 項 |
| 証明書類交付申請 (業務) | 関法第 102 条第 1 項 国税通則法第 123 条第 1 項 関基 102 - 1 |
| 時間外執務要請届 (通関) | 関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項 |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|-----------------------|--|
| 担保物 / 保証人変更承認申請 | 関令第 8 条の 3 第 3 項 関基 9 の 6 - 8 |
| 担保物 / 保証人変更承認申請 (とん税) | とん令第 6 条第 1 項 (関令第 8 条の 3 を準用) 特別とん税法施行令 (昭和 32 年政令第 49 号) 第 3 条第 2 項 (とん令第 6 条を準用) とん基 9 - 6 (関基 9 の 6 - 8 を準用) |
| 担保保証期間非更新届出 | 関基 9 の 6 - 6 |
| 担保解除申請 | 関令第 8 条の 4 関基 9 の 6 - 10 |
| 過誤納金充当申出 | 関法第 13 条第 7 項 関令第 10 条第 1 項 関基 13 - 5 |
| 輸入貨物評価 (包括) 申告 | 関令第 4 条第 3 項 関基 7 - 9 |
| 輸入貨物評価 (包括) 申告 | 関令第 4 条第 3 項 関基 7 - 9 |
| 輸入貨物評価 (包括) 一部変更届出 | 関令第 4 条第 5 項 関基 7 - 13 |
| 輸入貨物評価 (個別) 申告 (事前審査) | 関基 7 - 21 |
| 輸入貨物評価 (個別) 申告 (事前審査) | 関基 7 - 21 |
| 関税評価に係る事前教示 | 関法第 7 条第 3 項 関基 7 - 19 の 2 (3) |
| 事前教示照会 (分類) | 関法第 7 条第 3 項 関基 7 - 18 |
| 事前教示照会 (原産地) | 関法第 7 条第 3 項 関基 7 - 18 |
| 事前教示回答書 (変更通知書) 意見の申出 | 関法第 7 条第 3 項 関基 7 - 18 |
| 通関業許可申請事項変更届出 | 通関業法 (昭和 42 年法律第 122 号。以下「業法」とい う。) 第 12 条 |
| 通関士その他通関業務従業者氏名等届出 | 業法第 22 条第 2 項 通関業法施行令 (昭和 42 年政令第 237 号。以下「業令」 という。) 第 9 条第 1 項 |
| 件数・料金その他通関業務関連事項報告 | 業法第 22 条第 3 項 業令第 10 条第 1 項 |
| 通関士試験受験申込 | 業法第 30 条 通関業法施行規則 (昭和 42 年大蔵省令第 50 号) 第 5 条 |
| 通関士試験科目一部免除申請 | 業法第 24 条 |
| 通関士確認届 | 業法第 31 条第 1 項 |

【保稅關係】

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|------------------------|--|
| 保稅地域収容能力等変更届出 (保稅蔵置場) | 関法第 44 条第 1 項 関令第 37 条 関基 44 - 2 |
| 保稅地域収容能力等変更届出 (保稅工場) | 関法第 61 条の 4 (関法 44 条第 1 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 37 条を準用) 関基 61 の 4 - 9 (関基 44 - 2 を準用) |
| 保稅地域収容能力等変更届出 (保稅展示場) | 関法第 62 条の 7 (関法 44 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 37 条を準用) 関基 62 の 7 - 3 (関基 44 - 2 を準用) |
| 保稅地域収容能力等変更届出 (総合保稅地域) | 関法第 62 条の 15 (関法 44 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 37 条を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 44 - 2 を準用) |
| 保稅地域休廢業届出 (保稅蔵置場) | 関法第 46 条 関令第 39 条第 1 項 関基 46 - 2 |
| 保稅地域休廢業届出 (保稅工場) | 関法第 61 条の 4 (関法第 46 条を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 39 条第 1 項を準用) 関基 61 の 4 - 9 (関基 46 - 2 を準用) |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|-------------------------|--|
| 保税地域休廃業届出（保税展示場） | 関法第 62 条の 7（関法第 46 条を準用） 関令第 51 条の 8（関令第 39 条第 1 項を準用） 関基 62 の 7 - 3（関基 46 - 2 を準用） |
| 保税地域休廃業届出（総合保税地域） | 関法第 62 条の 15（関法第 46 条を準用） 関令第 51 条（関令第 39 条第 1 項を準用） 関基 62 の 15 - 1（関基 46 - 2 を準用） |
| 保税地域業務再開届出（保税蔵置場） | 関令第 39 条第 2 項 関基 46 - 2 |
| 保税地域業務再開届出（保税工場） | 関令第 51 条（関令第 39 条第 2 項を準用） 関基 61 の 4 - 9（関基 46 - 2 を準用） |
| 保税地域業務再開届出（保税展示場） | 関令第 51 条の 8（関令第 39 条第 2 項を準用） 関基 62 の 7 - 3（関基 46 - 2 を準用） |
| 保税地域業務再開届出（総合保税地域） | 関令第 51 条の 15（関令第 39 条第 2 項を準用） 関基 62 の 15 - 1（関基 46 - 2 を準用） |
| 同時蔵置特例届出 | 関基 42 - 5、関基 56 - 7（関基 42 - 5 を準用）、関基 62 の 15 - 2（関基 42 - 5 を準用） |
| 同時蔵置特例変更届出 | 関基 42 - 5、関基 56 - 7（関基 42 - 5 を準用）、関基 62 の 15 - 2（関基 42 - 5 を準用） |
| 保税地域許可内容変更届出 | 関令第 35 条第 3 項、関令第 50 条の 2（関令第 35 条第 3 項を準用）、関令第 51 条の 15（関令第 35 条第 3 項を準用） 関基 42 - 11、56 - 14、62 の 8 - 7 |
| 保税台帳電磁的記録保存届出 | 関法第 34 条の 2、第 61 条の 3、第 62 条の 7（関法第 61 条の 3 を準用） 関基 34 の 2 - 4、61 の 3 - 1（関基 34 の 2 - 4 を準用）62 の 7 - 2（関基 34 の 2 - 4 を準用） |
| 外国貨物蔵置期間延長承認申請（保税蔵置場） | 関法第 43 条の 2 第 2 項 関令第 36 条の 2 関基 43 の 2 - 3 |
| 外国貨物蔵置期間延長承認申請（保税工場） | 関法第 61 条の 4（関法第 43 の 2 第 2 項を準用） 関令第 50 条の 2（関令第 36 条の 2 を準用） 関基 61 の 4 - 9（関基 43 の 2 - 3 を準用） |
| 外国貨物蔵置期間延長承認申請（総合保税地域） | 関法第 62 条の 15（関法第 43 条の 2 第 2 項を準用） 関令第 51 条の 15（関令第 36 条の 2 を準用） 関基 62 の 15 - 1（関基 43 の 2 - 3 を準用） |
| 未承認貨物蔵置期間延長申請 | 関法第 43 条の 3 第 1 項 関令第 36 条の 4 関基 43 の 3 - 6 |
| 船機用品戻入届出 | 関法第 23 条第 6 項 関令第 21 条の 6 第 1 項 関基 23 - 8 |
| 滅却（廃棄）承認申請（保税蔵置場にある貨物） | 関法第 45 条第 1 項 関基 45 - 2 |
| 滅却（廃棄）承認申請（他所蔵置場所にある貨物） | 関法第 36 条第 1 項（関法第 45 条第 1 項を準用） 関基 36 - 1（関基 45 - 2 を準用） |
| 滅却（廃棄）承認申請（指定保税地域にある貨物） | 関法第 41 条の 3（関法 45 - 1 を準用） 関基 41 の 3 - 1（関基 45 - 2 を準用） |
| 滅却（廃棄）承認申請（保税工場にある貨物） | 関法第 61 条の 4（関法 45 - 1 を準用） 関基 61 の 4 - 9（関基 45 - 2 を準用） |
| 滅却（廃棄）承認申請（保税展示場にある貨物） | 関法第 62 条の 7（関法 45 - 1 を準用） 関基 62 の 7 - 1 |
| 滅却（廃棄）承認申請（総合保税地域にある貨物） | 関法第 62 条の 15（関法 45 - 1 を準用） 関基 62 の 15 - 1（関基 45 - 2 を準用） |
| 滅却（廃棄）承認申請（保税運送貨物） | 関法第 65 条第 1 項 関基 65 - 3 |
| 外国貨物の包括滅却承認申請 | 関基 45 - 2 |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|----------------------|---|
| 免税コンテナ等の亡失の届出 | コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号。以下「コンテナー特例法」という。）第5条第2項（定率法第13条第7項を準用）コンテナー特例法施行令第7条（定率令第11条を準用）特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第4章5-2 |
| 外国貨物亡失届出（他所蔵置場所） | 関法第36条第1項（関法第45条第3項を準用） 関基36-1（関基45-3を準用） |
| 外国貨物亡失届出（指定保税地域） | 関法第41条の3（関法第45条第3項を準用） 関基41の3-1（関基45-3を準用） |
| 外国貨物亡失届出（保税蔵置場） | 関法第45条第3項 関基45-3 |
| 外国貨物亡失届出（保税工場） | 関法第61条の4（関法第45条第3項を準用） 関基61の4-9（関基45-3を準用） |
| 外国貨物亡失届出（保税展示場） | 関法第62条の7（関法第45条第3項を準用） 関基62の7-3（関基45-3を準用） |
| 外国貨物亡失届出（総合保税地域） | 関法第62条の15（関法第45条第3項を準用） 関基62の15-1（関基45-3を準用） |
| 外国貨物亡失届出（保税運送貨物） | 関法第65条第4項 関基65-4（関基45-3を準用） |
| 外国貨物亡失届出（特定輸出貨物） | 関法第67条の12 関基67の12-1（関基45-3を準用） |
| 違約品等保税地域搬入届（再輸出） | 定率法第20条第1項 定率令第56条第1項 定率基20-2 |
| 違約品等保税地域搬入届（再輸出（減額）） | 定率法第20条第3項 定率令第56条の3（定率令第56条を準用） 定率基20-14（定率基20-2を準用） |
| 違約品等保税地域搬入届（再輸出（控除）） | 定率法第20条第4項 定率令第56条の4（定率令第56条を準用） 定率基20-15（関基20-2を準用） |
| 違約品等保税地域搬入届（廃棄） | 定率法第20条第2項 定率令第56条第2項 定率基20-2 |
| 違約品等保税地域搬入届（廃棄（減額）） | 定率法第20条第3項 定率令第56条の3（定率令第56条を準用） 定率基20-14（定率基20-2を準用） |
| 違約品等保税地域搬入届（廃棄（控除）） | 定率法第20条第5項 定率令第56条の4（定率令第56条を準用） 定率基20-15（関基20-2を準用） |
| 見本一時持出（包括）許可申請 | 関法第32条 関令第27条 関基32-1 |
| 外国貨物廃棄届出 | 関法第34条 関令第29条 関基34-1 |
| 免税コンテナー国内運送届出 | コンテナー特例法第8条第3項 コンテナー特例法施行令第10条 特例法基本通達第4章8-2 |
| 免税コンテナー再輸出期間延長承認申請 | コンテナー特例法第4条 コンテナー特例法施行令第5条 特例法基本通達第4章4-1 |
| 国産コンテナー等確認申請 | コンテナー特例法第9条 コンテナー特例法施行令第12条第1項 特例法基本通達第4章9-1 |
| 国産コンテナー等確認証紙貼付事績報告 | コンテナー特例法施行令第12条第4項 特例法基本通達第4章9-3 |

| 手続名称 | 根拠法令等 |
|---------------------------|--|
| 免税コンテナ等減却承認申請 | コンテナ特例法第5条第2項(定率法第13条第7項を準用) コンテナ特例法施行令第7条(定率令第11条を準用) 特例法基本通達第4章5-2 |
| 免税コンテナ記帳事務所報告 | 特例法基本通達第4章6-5 |
| 免税コンテナ等変質損傷減税申請 | コンテナ特例法第5条第2項(定率法第13条第7項を準用) コンテナ特例法施行令第7条(定率令第11条を準用) 特例法基本通達第4章5-3 |
| 保税地域許可期間更新申請(保税蔵置場) | 関法第42条第2項 |
| 保税地域許可期間更新申請(保税工場) | 関法第61条の4(関法第42条第2項を準用) |
| 保税地域許可期間更新申請(総合保税地域) | 関法第62条の15(関法第42条第2項を準用) |
| 保税地域蔵置貨物種類変更承認申請 | 関基42-11、56-14、62の8-8 |
| 保税作業開始届 | 関法第58条 |
| 課税原料品を使用する保税作業届 | 定率法第19条の2第5項(関法第58条を準用) |
| 未納税原料品を使用する保税作業届 | 定率法第19条の2第5項(関法第58条を準用) |
| 特例申告による輸入原料品を使用する保税作業届 | 定率法第19条の2第5項(関法第58条を準用) |
| 保税作業終了届 | 関法第58条 定率法第19条の2第5項(関法第58条を準用) |
| 保税工場外保税作業(一括)許可申請 | 関法第61条第1項 |
| 保税工場外保税作業(個別)許可申請 | 関法第61条第1項 |
| 総合保税地域外保税作業(一括)許可申請 | 関法第62条の15(関法第61条第1項を準用) |
| 総合保税地域外保税作業(個別)許可申請 | 関法第62条の15(関法第61条第1項を準用) |
| 保税工場外における保税作業期間の変更申請 | 関令第49条第3項 |
| 保税工場外における保税作業場所の変更申請 | 関令第49条第3項 |
| 総合保税地域外における保税作業期間の変更申請 | 関令第51条の15 |
| 総合保税地域外における保税作業場所の変更申請 | 関令第51条の15 |
| 保税展示場外における使用期間の変更申請 | 関令第51条の6第2項 |
| 保税展示場外における使用場所の変更申請 | 関令第51条の6第2項 |
| 総合保税地域外における使用期間の変更申請 | 関令第51条の15 |
| 総合保税地域外における使用場所の変更申請 | 関令第51条の15 |
| 外国貨物加工製造報告 | 関法第61条の2第2項 関法第62条の15 |
| 総量管理適用工場における外国貨物加工、製造等報告 | 定率令第50条の2第1項 |
| 保税作業種類変更承認申請 | 関基56-14 |
| 製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届 | 定率法第13条第5項 定率法第19条第2項 |
| 飼料製造用原料品製造終了届 | 定率法第13条第5項 |
| 製造用原料品等の減却の承認申請 | 定率法第13条第7項ただし書 定率法第19条第4項 |
| 製造用原料品等の譲渡届 | 定率令第11条の2 |
| 輸出貨物製造用原料品の譲渡届 | 定率令第49条(定率令第11条の2を準用) |
| 製造用原料品の用途外使用等の承認申請 | 定率法第13条第6項ただし書 |
| 輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請 | 定率法第19条第2項(定率法第13条第6項を準用) |
| 免税コンテナ等の用途外使用の承認申請 | コンテナ特例法第4条ただし書 |
| 他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出 | 関法第34条、第36条 関令第29条 関基34-1 |
| コンテナの個別承認申請 | コンテナ特例法第14条第1項 |
| コンテナの型式承認申請 | コンテナ特例法第15条第2項(コンテナ特例法第14条第1項を準用) |
| 証明書類交付申請(保税) | 関法第102条第1項 国税通則法第123条第1項 |
| 時間外執務要請届(保税) | 関法第98条第1項 関令第87条第3項 |